

平成 25 年 10 月 13 日 総会承認

平成 16 年 9 月 11 日 総会制定

日本地域学会の会費を定める規程

(会費)

第 1 条 日本地域学会（以下、本学会）会費規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、本学会の会費を以下の各号のように定める。

- 一 正会員 1 名につき 13,000 円／年
- 二 法人会員一口につき 50,000 円／年

(学生割引の特典)

第 2 条 前条の規定にかかわらず、学生である正会員の会費は、所定の手続きを経て 1 名につき 8,000 円／年とする。

(前納されていない会費)

第 3 条 正会員の会費が当該会費年度が始まる日の前日までに納入されていない場合には、前 2 条に規定する金額に 1,000 円を加算した金額を当該正会員が当該会費年度以降に支払うべき会費とする。

(改正)

第 4 条 この規程は、本学会理事会の発議に基づき、本学会総会の承認により改正することが出来る。

附則

(施行)

第 1 条 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(法人会員に対する特別措置)

第 2 条 (省略)

附則 (平成 25 年 10 月 13 日総会承認)

(施行)

この規程は、総会の承認により成立し、これと同時に施行する。